

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	都市整備部都市・交通計画課
-----	---------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	放置自転車移送・保管事業	9,751	継続
2	コミュニティバス運行事業	41,789	見直し
3	施設維持管理事業 自転車駐車場	217,610	課題付継続
4	モノレール関連事業	16,747	継続
5	住宅市街地総合整備事業	35,960	継続
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部都市・交通計画課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	放置自転車移送・保管事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	2. 安全で適切な自転車利用の推進

概要	目的	守口市自転車の駐車秩序に関する条例等に基づき、駅周辺放置禁止区域において、指導及び啓発活動を行い、放置自転車を移送、保管することにより、歩行者等が安全安心に道路を通行できる環境づくりを行うもの。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	放置禁止区域における放置自転車等の減少。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 放置自転車等の移送業務委託、放置自転車等の街頭指導及び啓発等の業務委託 ・役務費(通信運搬費) 郵便料 	
	期間	継続的	事業

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	11,956	9,751	需用費	消耗品費	29
			需用費	印刷製本費	15
			役務費	通信運搬費	44
			委託料	委託料	9616
			原材料費	原材料費	47

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	依然として、夕方から夜間にかけての路上駐車のある守口市駅前を中心として、夜間の撤去の実施に向けた検討も含め、放置自転車の更なる減少に取り組む。
-------------------	----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部都市・交通計画課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	コミュニティバス運行事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	3. 公共交通の利便性の維持・向上

概要	目的	市内の交通利便性の向上を目指し、子育て世帯や高齢者の方などが出かけやすい環境づくりの1つとして、「愛のみのり基金」を活用して、公共施設間をつなぐコミュニティバス「愛のみのり号」を運行している。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	安全運行に努めると共に利用者が快適に利用できるような利用環境の充実に努める。	
	実施内容	コミュニティバス5台(内2台は車いす仕様車)を運行している。 ・需用費(印刷製本費) チラシ・ポスター ・役務費(損害保険料) 自動車総合損害共済基金分担金 ・委託料 コミュニティバス運行等業務委託 ・使用料及び賃借料(使用料) コミュニティバスリース	
	期間	継続的	事業

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	41,981	41,789	需用費	印刷製本費	17
			役務費	損害保険料	119
			委託料	委託料	38016
			使用料及び賃借料	使用料	3637

今後の事務事業の方向性(行革担当)	見直し	今後のコミュニティバスについては、第3次もりぐち改革ビジョン(案)にも記載しており、令和3年度に行った利用者数や利用実態、利用者属性等の調査分析結果を踏まえ、バス、タクシー事業者との議論も進め、今後の地域公共交通のあり方について、令和4年度末までに結論を見い出す。
-------------------	-----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部都市・交通計画課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設維持管理事業 自転車駐車場		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21.道路・交通	主な取組	2. 安全で適切な自転車利用の推進

概要	目的	適正な道路環境を保持するため、守口市自転車駐車場条例に基づき、駅周辺における道路交通の円滑化を図り、自転車等及び原動機付き自転車の使用者の駐車のために、道路環境整備の一環として、自転車駐車場の整備及び維持管理が必要となる。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	公共交通機関利用者の利便性を確保すると共に、条例に基づく本市が担うべき責務として、快適に利用できる自転車駐車場の整備及び維持管理を行う。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 守口市自転車駐車場指定管理 大日駅前交通広場自転車駐車場管理業務委託 ・使用料及び賃借料(賃借料) 大日駅北第1自転車駐車場施設用地賃借料 大日駅北第2自転車駐車場施設用地賃借料 守口駅八島自転車駐車場施設用地賃借料 ・工事請負費 旧本庁舎4号別館解体工事 守口駅自転車駐車場整備工事 	
	期間	継続的事业	

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	217,687	217,610	報酬	非常勤職員報酬	38
			役務費	通信運搬費	11
			役務費	火災保険料	163
			委託料	委託料	115986
			使用料及び賃借料	賃借料	20024
			工事請負費	工事請負費	80892
			工事請負費	補修工事請負費	495

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	稼働率が低い自転車駐車場については、コロナ禍において利用者が大きく減少している現状に留意しつつも、将来の最適配置のあり方を見通した整備・運営を行うため、配置の見直しを進める。
-----------------------	-------	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部都市・交通計画課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	モノレール関連事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	3. 公共交通の利便性の維持・向上

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>大阪モノレール南伸事業(門真市～東大阪市瓜生堂間8.8km)は2029年開業を目指し進められていることから、交通利便性の向上、周辺地域の発展など、守口市と門真市のまちづくりを大きく進める上で重要となる新駅設置(門真市駅から(仮称)門真南駅間)に向けた取り組みを進めることとしている。 令和3年3月には、大阪府、門真市、守口市、大阪モノレール株の4者にて、相互に協力し、新駅の整備推進を目的とする合意書を締結し、令和4年度中に都市計画法に基づく事業認可、軌道法に基づく工事施行認可を取得予定であり、令和5年度に新駅インフラ部の工事着手し、令和11年の開業を予定している。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	門真市・(仮称)門真南駅間に新駅を設置し、地域経済の発展に寄与する。	
	実施内容	負担金、補助及び交付金 負担金 16,746,950円 大阪モノレール新駅の整備に係るインフラ部基本設計業務の費用の負担金 大阪モノレール新駅のインフラ外部設計業務及び工事施行変更認可業務にかかる費用の負担金	
	期間	継続的事业	令和元年度～令和10年度

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			負担金、補助及び交付金	負担金	16747
18,184	16,747				

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	引き続き、適切に事務を執行する。
-------------------	----	------------------

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部都市・交通計画課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	住宅市街地総合整備事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策18.都市空間	主な取組	2. 密集市街地の解消

概要	目的	<p>阪神・淡路大震災で地震時の避難路確保の重要性が改めて認識され、今後30年以内に高い確率で発生するとされる南海トラフ地震等の巨大地震に備えるため、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>国の住生活基本計画及び国土強靱化アクションプランにおいて、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時における最低限の安全性が確保されていない密集市街地を「地震時等に著しく危険な密集市街地」とし、令和2年度末を目標に概ね解消するとしていた。</p> <p>本市においては、これまで大阪府密集市街地整備方針(H26.3策定、平成30年3月改定)に基づき、整備アクションプログラム(H26～R2)を策定し、大日・八雲東町地区63ha(高度利用地区7haを除く。)、東部地区150haを対象地区として、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を目指していた。</p> <p>国が令和2年度にGISを活用した詳細な延焼危険性を評価する想定平均焼失率を採用し、地区の再評価を行ったところ、守口市では国が定義する「地震時等に著しく危険な密集市街地」から外れることとなった。しかしながら、密集市街地が解消されたものではない。</p> <p>これらのことを踏まえ、令和3年度以降も、守口市としては、密集市街地対策事業の見直しを行い、避難困難性に関して最低限の安全性を確保するために、令和7年度末までに、避難確率97%以上を目指し事業を引き続き実施する。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	市内の大日・八雲東町地区及び東部地区の約219.8haについて、本市整備アクションプログラムに基づき、延焼危険性に関して最低限の安全性を確保するために、令和7年度末までに、避難確率を2地区ともに97%以上を目指す。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費(消耗品費) AutoCAD LTの購入 ・委託料 不動産登記測量 1件 ・使用料及び賃借料(使用料) 土木工事積算システム ・負担金、補助及び交付金(補助金) 老朽木造住宅除却工事費等助成金(大日・八雲東町地区3件、東部地区32件) 	
	期間	複数年度事業	～令和7年度

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	90,502	35,960	需用費	消耗品費	115
			役務費	通信運搬費	3
			委託料	委託料	1704
			使用料及び賃借料	使用料	111
			負担金、補助及び交付金	負担金	20
			負担金、補助及び交付金	補助金	34008

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	<p>住宅市街地総合整備事業については、「地震時等に著しく危険な密集市街地」からは外れたことから、大阪府補助金の対象外とはなったものの、国の補助金を活用し、令和7年度末を目標に、密集市街地の解消に向けて取り組む。</p> <p>また、令和4年度からは、市と大阪都市整備推進センターが協調し、所有者に対し、個別訪問を実施する。</p>
-------------------	----	--

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	都市整備部道路公園課
-----	------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	道路管理事務事業	19,024	継続
2	施設改良事業 道路補修	94,213	継続
3	施設改良事業 道路維持管理	69,142	継続
4	施設整備・建設事業 道路整備	136,128	継続
5	交通安全事業	21,010	継続
6	施設整備・建設事業 都市計画道路豊秀松月線	271,272	課題付継続
7	施設維持管理事業 公園管理	155,769	課題付継続
8	施設整備・建設事業 公園整備	587,088	課題付継続
9	施設維持管理事業 公共施設樹木等	93,859	継続
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	道路管理事務事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p>		<p>・道路台帳管理事務 道路管理者として道路台帳を常に適正に管理する必要がある。また、地下埋設物管理台帳を整備して各企業等の申請により道路内に設置された施設を把握し、管理することが求められる。 ・道路明示事務 道路の認定道路や法定外公共物(里道・水路)との境界協議を行う事業であり、平成29年度8月より公共用地境界確定補助業務委託を開始し、筆界の確定の通知をする。 ・道路占用関係事務 道路法第32条において様々な事業者と道路占用に関する協議を行い、適正な道路の管理を行う必要がある。また第42条では常時良好な状態に保つように維持し不法投棄物等の処理も行う。</p>
	目標	<p>(事務事業の目指す方向性)</p>		<p>道路の適正管理に資する道路・橋梁台帳、閲覧システム、地下埋設物の管理台帳等の資料を精査・更新の上、整備し、常に適正な状態で管理すること。また、公共用地境界確定業務委託に基づき、遅滞なく正確に境界確定を行うこと、道路占用物の管理業務、不法投棄・占用物件の撤去業務を確実に行うことにより利便性の高い道路の維持をする。</p>
	実施内容	<p>・橋梁台帳の整備(修正・更新)、道路台帳の整備(修正・更新)、道路情報維持管理システム(閲覧・内部管理用)の整備、地下埋設物管理台帳の整備 ・公共用地境界確定補助業務委託(資料・現地の確認、現場立会、協議、明示図審査等)により確定の通知を行う。 ・不法投棄物件の撤去業務、不法占用物件の撤去命令等、道路法第32条に基づく占用協議、道路法第24条に基づく工事施工承認</p>		
	期間	継続的事业		

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	19,043	19,024	委託料	委託料	19024

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	<p>道路台帳管理事務及び道路明示事務については、今後とも適正に事務を執行する。 道路占用関係事務については、デジタル戦略課と連携し、ICTの活用による事務効率化について検討を進める。 また、不法投棄物件の撤去業務について、緊急性が高く、直営で行っている部分もあるが、費用対効果を十分に踏まえた上で、効果が認められる場合は、委託の可否について検討を進める。</p>
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設改良事業 道路補修		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	3. 公共交通の利便性の維持・向上

概要	目的	市が管理する道路は、地域の経済活動や日常生活を支えるものであり、道路利用者の安全安心の確保を図ることを前提に、道路法に基づく道路等を適正な状態に保全することを目的とし、老朽化対策をはじめとする既存の道路ストック(延長約206km)の維持管理を停滞させないよう実施する必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	利用者の安全安心の確保を基本とした適正な維持管理(延長約206km)	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 路面下空洞の恐れがある箇所の補修 ・補修工事請負費 道路施設の小規模修繕、事故・災害等による緊急修繕など 	
	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳			
	予算	決算	令和3年度 決算			
			工事請負費	工事請負費		
98,560	94,213		工事請負費	6660		
			補修工事請負費	87554		

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	今後とも適正に事務を執行する。
-------------------	----	-----------------

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設改良事業 道路維持管理		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	3. 公共交通の利便性の維持・向上

概要	目的	市が管理する道路は、地域の経済活動や日常生活を支えるものであり、道路利用者の安全安心の確保を図ることを前提に、道路法に基づく道路等を適正な状態に保全することを目的とし、老朽化対策をはじめとする既存の道路ストック(延長約206km)の維持管理を停滞させないよう実施する必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	利用者の安全安心の確保を基本とした適正な維持管理(延長約206km)	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 事故等におけるポール、ガードレール等の産業廃棄物の回収及び処分 道路パトロール、道路照明灯の点検など ・負担金、補助及び交付金 橋梁定期点検(法定義務)など 	
	期間	継続的	事業

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	71,975	69,142	需用費	消耗品費	46
				燃料費	166
				光熱水費	14015
				修繕費	494
			役務費	手数料	33
			委託料	委託料	29415
			使用料及び賃借料	使用料	12204
				賃借料	1722
			工事請負費	工事請負費	1188
				補修工事請負費	2395
			原材料費	工事材料費	383
			負担金	負担金	5777
	補助金	1306			

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	今後とも路面の劣化状況等に鑑み、事業優先度を明確にした上で、適切な維持管理に努める。
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設整備・建設事業 道路整備		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	1. 安全で快適な歩行空間の整備

概要	目的	市が管理する道路は、地域の経済活動や日常生活を支えるものであり、道路利用者の安全安心の確保を図ることを前提に、道路法に基づく道路等を適正な状態に保全することを目的とし、老朽化対策をはじめとする既存の道路ストック(延長約206km)の面的な整備を、計画性を持って実施する必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	利用者の安全安心の確保を基本とした道路整備(延長約206km)	
	実施内容	計画に基づいた道路整備の実施 第1工区道路整備工事 997.0m 市道大枝12号線他道路整備工事 210.0m 市道歩行路7号線他歩道整備工事 210.0m	
	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳			
	予算	決算	令和3年度 決算			
	153,642	136,128	委託料	委託料	6268	
工事請負費			工事請負費	129861		

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	今後とも、計画性をもって順次、整備を進めていく。
-------------------	----	--------------------------

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	交通安全事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	その他

概要	目的	<p>自転車については、守口市自転車の安全利用の促進に関する条例に基づき、利用者のルール違反やマナーの問題などから、自転車利用時のルールやマナーの周知徹底を図るなどの必要があるため、啓発事業が必要である。また、全国交通安全運動などを通じて、交通事故の撲滅をはじめとする啓発を展開していく必要がある。</p> <p>市が管理する道路は、地域の経済活動や日常生活を支えるものであり、道路利用者の安全安心の確保を図ることを前提に、道路法に基づく道路等を適正な状態に保全することを目的としている。その一部を担う交通安全施設(カーブミラー等)の維持管理や歩道等の老朽化対策は、道路利用者の安全を確保する上で、停滞させないよう実施する必要がある。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>市民等の交通安全意識の向上を図る。 道路利用者の安全安心の確保を基本とした適正な維持管理</p>	
	実施内容	<p>守口市交通安全都市推進協議会を主体に、交通安全の啓発を行う。 その他、交差点をはじめとする危険箇所に見板等を設置し、交通安全の啓発を行う。 啓発用見板の設置、道路反射鏡設置及び清掃点検業務、老朽化歩道更新工事、区画線設置工事等</p>	
	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	23,386	21,010	需用費	消耗品費	231
			委託料	委託料	2420
			工事請負費	工事請負費	18361

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	<p>今後とも関係機関と連携し、交通安全の啓発を推進する。 また、交通安全施設等の修繕・整備については、地域や教育委員会と連携し、適切に事業を執行する。</p>
-----------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設整備・建設事業 都市計画道路豊秀松月線		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策21_道路・交通	主な取組	1. 安全で快適な歩行空間の整備

概要	目的	<p>豊秀松月線が位置する一帯は、第六次守口市総合基本計画、守口市都市計画マスタープランにおいて、「京阪守口市駅と地下鉄守口市駅周辺で、商業業務系機能に加え行政文化機能が集積する守口都市核」に位置づけられており、京阪守口市駅～国道1号の区間は、都市核のシンボルロードとなる幹線道路であることから、歩行者・自転車の安全な通行路、無電柱化や植栽等による景観を配慮した道路空間の整備を実施することとしている。また、京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想において、特定経路に位置づけられており、鉄道駅と周辺の生活関連施設をつなぐルートとして活用されているが、現歩道の幅員は狭く車いすの通行などに支障があり、計画幅員での整備が必要である。</p>	
	目標	(事務事業の目指す方向性)	
	実施内容	物件補償 用地補償交渉業務委託 1式 補償調査業務委託 1式 不動産鑑定業務委託 1式 用地測量業務委託 1式 電線共同溝設置工事	
	期間	複数年度事業	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	336,472	271,272	需用費	消耗品費	8
役務費			印刷製本費		
委託料			通信運搬費		
工事請負費			委託料	52067	
公有財産購入費			工事請負費	1195	
備品購入費			土地購入及び物件補償費	218000	
			図書購入費		

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	当該事業の完成時期をしっかりと見据え、まずは予定が遅れている用地買収を確実かつ速やかに完了させることとし、その上で、整備完了に向けた測量等を早期に進める。
-------------------	-------	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設維持管理事業 公園管理		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策20_緑・花・公園	主な取組	2. 民間のノウハウを活かした公園の管理

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	昭和25年以来、公園の整備を行っており、現在都市公園60箇所・21.4ha、児童公園92箇所・4.3ha、その他公園31箇所・2.8haを維持管理している。都市公園法に定められているように公共の福祉の増進に資するよう、また、市民が安全・安心に公園利用できるよう適切な維持管理を行う必要がある。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	遊具、照明、トイレなどの公園施設を更新、修繕、清掃を行い適正に管理し、市民が安全・安心に利用できる状態とする。
	実施内容		ゴミ収集業務、施設公衆便所清掃業務、公園遊具定期点検 他 大枝公園、下島公園、大宮中央公園及び土居公園における指定管理者制度の導入
	期間		継続的的事业

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	169,362	155,769	報償費	報償金	468
		需用費	消耗品費・燃料費	843	
		需用費	印刷製本費・光熱水費	15710	
		需用費	修繕料・医薬材料費	803	
		役務費	通信運搬費	140	
		役務費	損害保険料	193	
		委託料	委託料	89607	
		工事請負費	工事請負費	6119	
		工事請負費	改良工事請負費	29706	
		工事請負費	補修工事請負費	6872	
		原材料費	工事材料費	271	
		備品購入費	事務用器具費	327	
		補償、補てん及び賠償金	補償金	4711	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	<p>令和3年度に指定管理者が事務局となる緑・花推進協議会を立ち上げたところであり、市民協働による緑・花活動を更に推進する。</p> <p>樹木の剪定や遊具の点検については、それぞれ委託を行っているが、業務の効率化のため、公園一括での委託を検討する。</p> <p>公園清掃に係るごみの回収については、環境対策課と一括での実施に向け、検討する。</p>
-----------------------	-------	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設整備・建設事業 公園整備		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策20_緑・花・公園	主な取組	1. 特色ある公園の整備

概要	目的	第6次総合基本計画、都市計画マスタープランにおいて、公園の整備・再整備を計画的に推進することを位置付けており、また、花と緑の基本計画においても、公園用地確保の可能性があれば、新設公園の整備を進めるものとしている。さらに、守口市都市公園条例では、市民一人あたりの公園面積を10㎡と定めていることから、今後も公園の整備・再整備事業を実施することにより、地域のにぎわいの創出など住環境の向上を図ることが必要である。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	地域の実情に応じた特色ある公園の整備・再整備を実施する。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 土居公園再整備工事 たきい公園整備工事 大日公園再整備工事 ・委託 大枝公園再整備工事(西側その6)実施設計業務委託 菊水公園再整備工事実施設計業務委託 	
	期間	継続的	事業

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	1,058,075	587,088	委託料	委託料	
工事請負費			工事請負費		207695
工事請負費			改良工事請負費		345870
備品購入費			事業用器具費		70
補償、補てん及び賠償金			補償金		1751

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	新たな公園整備に当たっては、利用状況や老朽化度合いなどを含め、小規模公園の集約・再編を図る。
-------------------	-------	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部道路公園課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設維持管理事業 公共施設樹木等		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策20_緑・花・公園	主な取組	3. 市民協働によるまちの緑・花

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	昭和25年以来、公園の整備を行っており、現在都市公園60箇所・21.4ha、児童公園92箇所・4.3ha、その他公園31箇所・2.8haを維持管理している。都市公園法に定められているように公共の福祉の増進に資するよう、また市民が快適に公園利用できるよう適切な樹木の維持管理を行う必要がある。あわせて道路、歩行路の樹木の管理を行う。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	公園施設である樹木、草花等を適切に管理し、公共の福祉の増進に資する様かつ効率的に維持管理を行う必要がある。あわせて道路、歩行路の樹木の管理を行う。
	実施内容		樹木剪定、除草、公共花壇植栽 他 守口市緑・花推進協議会の設立(事務局は大枝公園外3公園指定管理者)
	期間		

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	98,396	93,859	需用費	消耗品費	228
			需用費	燃料費	92
			需用費	修繕料	62
			需用費	医薬材料費	37
			役務費	手数料	2
			役務費	損害保険料	33
			委託料	委託料	92870
			使用料及び賃借料	使用料	447
			原材料費	諸材料費	81
			公課費	自動車重量税	7

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	守口市緑・花推進協議会が中心となり、公共施設等への花苗の植付や水やり等の活動を行っている緑・花グループと公園の草刈りや清掃等を行っているボランティアグループとの協働の拡大を図る。
-------------------	----	---

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	都市整備部住宅まちづくり課
-----	---------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	施設営繕事務事業	3,259	継続
2	空き家等対策事業	128	継続
3	既存民間建築物耐震化補助事業	630	継続
4	市営住宅管理事業	294,579	課題付継続
5	市営住宅住替促進事業	150,292	課題付継続
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部住宅まちづくり課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設営繕事務事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策27_公共サービス	主な取組	1. 公共施設の適正管理

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>市有建築物の新築、改修、解体等に係る設計積算及び施工監理業務の効率的な運用を図るため、令和3年4月1日から守口市事務分掌条例施行規則の一部を改正することに伴い、本改正による市有建築物関係業務の取扱いが更新された。取扱いとしては、各施設所管課からの依頼に応じて住宅まちづくり課が設計図書の作成、監督及び検査、保全等にかかる技術的助言等を行うものである(下記等の条件有り)。 ・設計金額が130万円を超える工事 ・設計金額が50万円を超える設計監理委託</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	各部局から依頼される案件を滞りなく処理し、施設所管課が市有建築物の建築・維持を円滑に実施できるようにすること。
	実施内容	・使用料(使用料及び賃借料) 図面ファイリングシステム賃貸借契約
	期間	

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	3,260	3,259	使用料及び賃借料	使用料	3259

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	市有建築物に係る工事や設計、保全等について、より適切かつ効率的な業務体制を構築できるよう、効率的な業務委託や施設所管課との連携の手法について、更なる検討を進める。
-------------------	----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部住宅まちづくり課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	空き家等対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策19_住まい	主な取組	1. 空き家等対策の推進

概要	目的	<p>平成27年5月に国において、空き家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家法」)が施行され、空家法第4条に住民に最も身近な行政主体である市町村が、周辺に悪影響を及ぼす空家等に対する措置、空家等及び除却後の跡地の有効活用に取り組むよう努めることが規定された。</p> <p>平成30年総務省統計局実施の住宅・土地統計調査では、守口市の空き家率は16.9%と、国平均13.6%、大阪府平均15.2%を上回っている状況である。</p> <p>これらの状況の中、平成29年度に策定した空家等対策計画に基づき、継続して空家等対策に取り組んでいく必要がある。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	守口市空家等対策計画に規定する各施策の実施	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 報酬(非常勤職員報酬) 空家等対策協議会の開催に伴う委員報酬支払い 需用費(消耗品費) 空き家対策関係消耗品購入 役務費(通信運搬費) 管理不全な空き家等の所有者に対する指導文書送付 備品購入費(図書購入費) 地図購入 	
	期間	継続的	事業

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
3,152	128	報酬	非常勤職員報酬	105	
		需用費	消耗品費	8	
		役務費	通信運搬費	15	
		負担金、補助及び交付金	補助金		

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	<p>通報のあった危険な空き家や不良住宅に該当するものについては、必要に応じて特定空家等への認定を積極的に進めるとともに、所有者に対して市の助成金制度の周知を行い、地域の安全安心の確保に向けて速やかな除却等の措置を促す。</p>
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部住宅まちづくり課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	既存民間建築物耐震化補助事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策19_住まい	主な取組	2. 木造住宅耐震化の推進

概要	目的	<p>阪神・淡路大震災を契機に建築物の耐震性が改めて認識され、平成18年、大阪府において、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震改修促進計画として、「大阪府住宅・建築物耐震10ヶ年戦略プラン」が策定された。また、国の国土強靱化アクションプランでも住宅・建築物の耐震化の推進が記載されている。</p> <p>本市ではこれを受け平成20年守口市耐震改修促進計画を策定、また、平成29年に同計画を改定し、今後30年以内に高い確率で発生するとされる南海トラフ地震等の巨大地震に備えるため、災害に強いまちづくりを推進することとしている。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	守口市耐震改修促進計画の住宅の目標値である市内の住宅について、平成37年(令和7年)までに耐震化率95%を目指す。	
	実施内容	負担金、補助及び交付金(補助金) <R3年度実績> 【対象建築物】昭和56年5月31日以前に建築されたもの 【補助割合】国費1/2 府費1/4 市費1/4 耐震診断 13件 耐震改修 0件	
	期間	継続的	

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	5,000	630	負担金、補助及び交付金	補助金	630

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	市内の民間建築物の耐震化率が、令和7年度末における目標数値である95%を確実に達成できるよう、市の補助制度の活用について、積極的な周知啓発に取り組むとともに、耐震診断結果において改修が必要とされた建物の所有者に対する働きかけを継続する。
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部住宅まちづくり課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	市営住宅管理事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策19_住まい	主な取組	3. 住宅確保要配慮者の住宅確保支援

概要	目的	<p>公営住宅法(以下、法)第3条において、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないと定められており、また、同法15条において、事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならないと定められている。</p> <p>本市では、市営住宅条例に基づき市内に10団地726戸の市営住宅を設置しているが、各団地とも老朽化への対応といった課題を抱えていることから、守口市営住宅長寿命化計画(中間検証)に基づき、市営住宅ストックの効率的かつ効果的な活用を行う必要がある。</p> <p>また、平成31年度より上記中間検証に基づき、老朽化や耐震性の不足する4団地(寺方・金下・日吉・桜町)の入居者に対して、耐震性のある他の市営住宅又は民間賃貸住宅等に住替えを促進する市営住宅住替促進事業を実施している。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給する。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費(報償金) 市営住宅管理人手当 ・需用費(消耗品費、光熱水費) 消耗品購入費、給水ポンプ等運転電気代 等 ・役務費(通信運搬費、手数料、火災保険料、損害保険料) 住宅使用料口座振替手数料、各種保険料等 ・委託料(委託料) 市営住宅指定管理料 ・使用料及び賃借料(使用料) 水道メーター使用料 	
	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
356,775	294,579	報償費	報償金	258	
		需用費	消耗品費	79	
		需用費	光熱水費	1088	
		役務費	手数料	82	
		役務費	火災保険料	910	
		役務費	損害保険料	141	
		委託料	委託料	66099	
		使用料及び賃借料	使用料	16	
		工事請負費	改良工事請負費	225907	
		負担金、補助及び交付金	負担金		

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	<p>市営住宅の今後の必要規模を見定めたくて、新たな機能を付加する観点も含め、再編整備を計画的に進められるよう、市営住宅集約最適化計画の策定に取り組む。</p> <p>また、市営住宅の管理運営については、令和3年度から指定管理者制度を導入したところであることから、民間活力を活用した効率的な適正管理を継続するため、適宜、指定管理者の業務確認を行う。</p>
-------------------	-------	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	都市整備部住宅まちづくり課
----	---------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	市営住宅住替促進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策19_住まい	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>平成29年末に実施した「守口市長寿命化計画【中間検証】」に基づき、老朽化や耐震性の不足する4団地(寺方・金下・日吉・桜町)の入居者に対して、他の耐震性の満たしている市営住宅または民間の賃貸住宅等に住み替えを推進することで、民間賃貸住宅を含めた市域全体の適切な住宅ストックの活用を図る。 あわせて、公共施設の耐震化率向上、入居者の地震に対する安全性の確保及び空き家対策としても有効である。 これらのことから、円滑に住替えを促進するために、入居者に対して相談窓口を設け、引越費用及び高騰する家賃について補助を行う。また、居住者のほか当該団地にいる区分所有部分について、円滑な移転を推進するために交渉や補償算定業務を専門業者に委託する。</p>	
	目標	<p>目標 (事務事業の目指す方向性)</p> <p>老朽化や耐震性の不足する4団地(寺方・金下・日吉・桜町)の入居者に対して、他の耐震性の満たしている市営住宅または民間の賃貸住宅等に住み替えを推進することで、民間賃貸住宅を含めた市域全体の適切な住宅ストックの活用を図る。</p>	
	実施内容	<p>□入居者に係る業務 令和3年度当初69世帯 引越費用補助・引越雑費補助・家賃差額補助の補助金交付業務</p> <p>□区分所有者に係る業務 令和3年度当初区分所有者7名・借家人5名 1.補償物件等の額の算定 2. 補償額の提示・補償内容の説明・補償合意へ向けた協議</p>	
	期間	複数年度事業	令和元年度～令和4年度(4年間)

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			委託料	委託料	
			公有財産購入費	土地購入及び物件補償費	23652
			公有財産購入費	買収諸費	108871
			負担金、補助及び交付金	補助金	10
	265,127	150,292			17759

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	<p>令和4年度が当初設定した事業期間の最終年度であることから、事業の完全完了に向け、住替えに協力いただけるよう、引き続き早急に取組を進める。 一方で、令和4年度末までの事業完了が困難であることも見通さざるを得ない状況であることも踏まえ、令和4年度末に完了しない場合は様々な手法を検討し、可及的速やかな完了に向けた今後の方針を定める。</p>
-------------------	-------	---